

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ネパール国シンズリ道路輸送力強化に係る情報
収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：20a00622

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。

詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月4日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日：2020年11月4日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国シンズリ道路輸送力強化に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月～2022年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 森実麻衣子：Morizane.Maiko@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部南アジア第二課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日／競争参加資格確認申請書の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生

じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限：2020年11月25日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp 宛、CC：担当者アドレス Morizane.Maiko@jica.go.jp）

注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月4日（金） 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

（４）提出書類：プロポーザル及び見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）虚偽の内容が記載されているとき
- ５）前各号に掲げるほか本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

８．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点をそれぞれ技術評価点８０点、価格評価点２０点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第１位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	９０％以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	８０～９０％
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	７０～８０％
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	６０～７０％
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	４０～６０％
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ	４０％以下

をもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100 + 80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120 - [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80 : 20の割合で合算し、総合評価点とします。

総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年12月22日（火） 10時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。

詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月6日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、

必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 (e-propo@jica.go.jp) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）は、国土の約8割を山岳地帯が占める内陸国であり、山岳地帯であるカトマンズ首都圏を含む北部に対し、南部のタライ平野は人口の約半数が居住する農業の中心地であり、最大の貿易相手国であるインドとも国境を接している。そのような国土において、国外との物資輸送や往来を含め、運輸交通の9割は道路輸送に依存しているため、カトマンズから南部のタライ平野を経てインド国境に至る道路網の整備は、物・人の安定的かつ効率的な輸送の実現や社会経済発展にとって不可欠である。

一方、首都カトマンズと南部地域間を結ぶ幹線道路は長らくの間、カトマンズ盆地の南に位置し南北を隔てるマハラバット山脈西側を迂回する1本のみであった。こうした状況に対し、我が国は、首都カトマンズ東部のドウリケルからタライ平野に抜ける総延長160kmの道路（以下「シンズリ道路」という。）の整備を1996年から無償資金協力により開始し、2015年に全線開通した。

こうした中、2015年のシンズリ道路全線開通による経済効果で沿線開発が進展するとともに、ドウリケル、ネパールトック、クルコット、バルディバスでは1日当たりの交通量が2015年から2019年までに2倍以上になるなど交通量が急激に増加している（シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクトフェーズ2 2019年）。ネパールとインドの貿易量は、ネパールの順調な経済成長に伴い増大の一途であり、2015/16年度からの3年間で輸出は約1.6倍、輸入は約2倍と急増しており（ネパール財務省関税局 2019年）、これに伴う物流量の増加等が交通量増加の一因と考えられる。また、カトマンズから西回りでインド方面へ向かうルート of 既存幹線道路の交通容量が飽和してきていることも要因と考えられる。一方で、シンズリ道路は、中間に急峻な山岳地帯があること、また当初より既存幹線道路での災害発生時にも通行できる代替道路との位置づけであるとともに、大型車両の通行が可能な設計はされておらず、今後の更なる物流の増加に対応できるものとはなっていない。

また、ネパール政府はシンズリ道路に続く第3の幹線道路として、カトマンズから南へ直下する「ファストトラック」を計画しているものの、地形的な制約で工事が難しく事業費が高額となる等の理由により具体化していない。「ファストトラック」実現の先行きが見えない中、ネパールにおいて将来的に見込まれる更なる物流増加に早急に対応するには、既存の2本の幹線道路機能を増強することが現実的な対応策であるが、西回りでインド方面に向かうルートよりシンズリ道路の方が、輸送距離・時間の観点で効率が高いことから、シンズリ道路の輸送力強化が望まれている。

以上の状況を踏まえ、本調査は、シンズリ道路の今後の運用方針及び輸送力強化の可能性を検討するために必要な情報の収集・確認を行うものである。

2. 調査の目的

本調査では、シンズリ道路の現状交通量及び運用状況を確認すると共に、将来交通需要を予測し、それらを踏まえ輸送力強化に向けた今後の運用方針及び改良可能性の検討を行う。

3. 調査対象サイト

シンズリ道路 (Sindhuli Road) (ドゥリケル～バルディバスの全4区間)

4. 相手国主管官庁・機関

インフラ交通省道路局 (Ministry of Physical Infrastructure and Transport, Department of Roads)

5. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の基本方針

本調査は、ネパールにおける運輸セクター及び道路セクターの現状と課題、将来計画、並びに今後の運輸交通に係る需要予測等をふまえ、シンズリ道路の位置付け及び中長期的に期待される役割を明らかにした上で、それに応えるための輸送力強化の方策を検討するものである。このため、シンズリ道路全区間を対象として、ネパールの国道におけるシンズリ道路の位置付け(物流道路としての役割の確認)、またそれに基づく道路の拡幅等改良や交通規制の導入・見直しといった事項も含め広く輸送力強化に向けた検討、つまりはシンズリ道路全区間の中長期的な機能向上に向けた基本方針の検討を行うものである。

あわせて、ネパール政府は特に急峻な山岳地帯を通る第二工区のトンネル化の要望を有しているとの情報も寄せられている。このため本調査においては当該計画に係る情報収集及び将来的な我が国による資金協力の実施も視野に入れた確認・検討を行う。

一方、第二工区トンネル化の効果発現のためには、シンズリ道路全区間の機能向上が必要といえ、本調査では、まずシンズリ道路全区間の中長期的な機能向上の基本方針の検討、先方政府との協議を行い、全体の方向性を整理した上で、第二工区のトンネル化に向けた検討を行う計画である。

(2) シンズリ道路全区間の中長期的な機能向上に向けた検討

中長期的な機能向上に向けた検討では、具体的には、シンズリ道路を物流道路と位置づけ大型車両の通行も可能とするための対応方法を検討する計画である。このため、必要に応じ自然条件調査を行い道路の線形変更等の検討を行う計画である。この中長期的な機能向上に向けた検討を行う際のポイント及び調査方法をプロポーザルにて提案すること。

なお、本機能向上に向けた検討では必要に応じ自然条件調査を行う計画である、しかしながら、交通需要予測結果やネパール国全体の物流政策を踏まえ、またネパール側と協議し、シンズリ道路の機能向上に向けた基本的な考え方を整理し、この考え方に基づき自然条件調査等の計画を具体化することが必要であるところ、プロポーザル作成にあたっては現地委再委託で行うことを基本とし定額計上とする。

(3) 既存資料の十分な活用と効率的な調査の実施

シンズリ道路については、約20年にわたる無償資金協力による整備と、関連の

技術協力等が我が国支援で行われてきている。本調査の実施にあたっては、これら実施済／実施中の事業における既存資料を最大限活用し、内容の整合性や更新の要否等を確認しつつ、効率的な作業を行うこと。

また、上記第二工区のトンネル化に係るネパール政府からの要望に関しては、2018年に当機構がローカルコンサルタント僱上により基礎的情報整理のための簡易的な調査を実施しており、その内容が報告書「Desk Study on the Tunnel Design of the Sindhuli Road Capacity Enhancement Project」としてまとめられていることから、本調査の初期段階でレビューを行う。

(4) 「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2」との情報共有

シンズリ道路の全体的な運営・維持管理能力の強化を目的に、「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2」が2019年4月～2022年3月の予定で実施中である。本プロジェクトでは、シンズリ道路の維持管理システムの強化、並びに交通安全対策能力及びコーズウェイ改修能力の向上に係る活動等を行っている。本調査の実施にあたっては、当該プロジェクト関係者とシンズリ道路の輸送力強化に係る課題等について意見交換を行い、調査結果に反映するよう留意する。

(5) シンズリ道路の区間別交通量調査及び将来交通需要の予測

シンズリ道路の将来交通需要の検討には、シンズリ道路各区間の交通量の現況とともに、ネパール・インド間の貿易による物資輸送を含むカトマンズ～南部地域間の物流量の推移及び物流の概況（トラックの形態、積み荷、マハラバット山脈西側を迂回する既存幹線道路におけるこれら物流への対応状況、シンズリ道路沿線（ドゥリケル～バルディバス）の物流・産業構造等を踏まえることが必要である。この具体的な将来交通需要の検討方法をプロポーザルにて提案すること。なお、シンズリ道路を構成する第一区～第四区の各区間について、各区間1～2地点を定め、方向別・車種別交通量を計測する計画である。

(6) 第二工区トンネル化に係るルートの検討

上述のとおり、ネパール政府による第二工区トンネル化の要望については、2018年にJICAがローカルコンサルタントを僱上し実施した簡易調査により、3つのルートの可能性が提示されている。本調査においては、シンズリ道路の機能向上に向けた基本方針を踏まえ、また各ルートのプロコンを比較しルート選定を行う計画であるが、この比較時の留意事項等をプロポーザルで提案すること。

なお、将来的に我が国の資金協力による支援の可能性も視野に、その場合の実施前提条件等の検討を行うこと。同検討には自然条件調査（地質調査及びトンネル弾性波探査）及び環境社会配慮についても含め、後者については当機構の環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に基づき、環境カテゴリーの検討に際して必要となるスクリーニングのための情報収集・確認を行うものとし、これらについては現地再委託も可とする。

(7) 現地再委託に係る留意事項

上記（5）、（6）において再委託の実施を想定する場合は、第3章「5. 見積書作成にかかる留意事項」の（3）により定額を計上すること。なお、ローカルコンサルタントに再委託する場合でも、適正な質の確保は必要であり、適切なローカ

ルコンサルタントの業務監理方法等をプロポーザルにて提案すること。

(8) ネパール政府及び他ドナー支援による道路整備計画・事業に係る情報収集・確認

上記(1)で記載のとおり、本調査においては、ネパールにおける運輸及び道路セクターの現状等をふまえ、シンズリ道路の位置付け及び中長期的に期待される役割を明らかにすることが求められる。道路網の整備については、世界銀行やアジア開発銀行による支援も並行して行われていること、ネパール政府自身もファストトラック等の事業構想を有していることから、これらに係る最新の計画及び事業実施状況についても情報収集・確認を行い、それもふまえてシンズリ道路の将来的な活用及びそのための輸送力強化の方策に係る検討を行うこと。

(9) ネパール政府による「スンコシーマリン多目的導水事業」の現状とシンズリ道路への影響に係る確認

ネパール政府が独自に計画を進めている標記事業（スンコシ川からマリン川への13kmの導水路トンネル建設による122,000haの農地への灌漑、及び導水時の水位差を活用した28.62MWの水力発電施設建設）について、シンズリ道路第三工区の一部が影響を受ける可能性が指摘されている。本件については、シンズリ道路への影響を回避または最小限に抑えるべく、日本政府とネパール政府の間で調整が図られているが、特にネパール側による事業計画の現状について、本調査においても可能な範囲で最新状況に係る情報収集・確認を行う。なお、本件は政府間の交渉事項となっているところ、関連情報の収集・確認に際しては、事前にJICA南アジア部及びネパール事務所と十分相談の上、その指示をふまえて行う。

(10) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行をふまえた調査計画の策定

現在、ネパールにおいてはカトマンズ盆地を中心にCOVID-19の感染拡大が続いており、ネパールへの入国に際しては、72時間以内に実施したPCR検査で陰性であったことの証明と入国後14日間の自己隔離待機が求められている。本調査の実施段階におけるCOVID-19の流行状況を現時点で予測することは困難であるが、現状と同様の措置が継続している可能性もあることから、現地渡航に際しては上記措置が必要になると仮定した要員計画及び積算を行うこと。また、調査実施期間中、ネパール政府の措置ないしJICAの安全対策措置により、ネパールへの渡航自体が不可能な状況が生じる可能性もあることから、そのような場合のバックアッププランについても検討し、プロポーザルで提案すること。

(11) 関係者との連絡・確認における留意事項

本調査の実施に当たっては、当機構南アジア部及びネパール事務所、並びにネパール側関係機関との連絡を随時行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。また、本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合には、JICA南アジア部に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。さらに、各段階のレポート提出時、その他ネパール側関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実

なものとなるよう留意する。それらネパール政府への説明や協議に際しては、本調査において検討するシンズリ道路輸送力強化の方策はあくまで調査団が技術的見地から提案するものであり、日本政府やJICAによる協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを明示し、ネパール側関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意すること。

7. 業務の内容

(1) インセプションレポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

1) 関連資料及び情報の収集・整理・分析

当機構や他ドナー機関等が実施した調査資料や関連の資料、情報、データ等を収集・整理・分析する。

2) 調査の基本方針の策定

上記1)の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定に当たっては作業の効率性を十分に考慮し、当機構南アジア部と十分に協議を行うこととする。

3) 先方関係機関への質問票作成

現地収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票（英文）として取りまとめる。この際、既存資料、情報、データとの重複がないか、十分に確認すること。

4) インセプションレポートの作成

上記1)～3)の内容及びファイナルレポートの目次案等で構成される業務計画書（和文）及びインセプションレポート（英文）を作成する。当機構南アジア部及び関係部署（社会基盤部及びネパール事務所）と会議（オンラインも可）を開催し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート（案）を最終化し、当機構南アジア部の了承を得る。

5) インセプションレポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インセプションレポートを配布し、既存資料等の分析結果、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) ネパールの運輸及び道路セクターにおける現状の確認・把握

インセプションレポート及び質問票に基づき、ネパールの運輸セクター及びその中の道路セクターに係る情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、少なくとも以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。また、道路局を含むネパール政府関係機関への聞き取りも実施する。

1) ネパール社会経済の状況：マクロ経済指標、人口動態と経済・産業構造（ネパール全土及びシンズリ道路が位置する第1、2、3の各州）、インドとの貿易量（輸出入品目別貿易額等）の推移、自動車貨物輸送量の推移を含む。

2) 国家開発計画における運輸及び道路セクターの扱い：第14次計画（2016

／17-2019/20年度)及び第15次計画(2019/20-2023/24年度)における当該セクターの位置づけ、内容及び計画実施状況等。

3) 既存の幹線道路(特にマハラバット山脈の西側を迂回するルートによりカトマンズ~南部地域間を結ぶ幹線道路)の現状(道路施設の現況、交通量、交通の種類(乗用車、トラック等の区別)等)。

4) ネパール政府自身による道路整備計画(特にファストトラック構想)の現状と課題

5) 他ドナー(世界銀行、アジア開発銀行等)による道路セクターの支援状況(計画及び実施中事業の進捗)

6) 将来の物流に照らした各幹線道路の位置付け及び各幹線道路の拡幅可能性

(3) シンズリ道路の運用・維持管理及び道路インフラ整備事業実施体制の把握

シンズリ道路の運用・維持管理体制、ネパールで実施されている道路インフラ整備事業の実施体制・制度を把握し、以下項目について情報を整理する。

1) シンズリ道路の運用・維持管理体制及び道路インフラ整備事業の実施体制の確認

2) DOR及びRoads Board Nepal(以下、「RBN」という。)の所掌業務、組織構造、人員体制の確認(法的な位置づけを含む)

3) DOR及びRBNのうちシンズリ道路に関連する部署の役割、人員体制等の確認(法的な位置づけを含む)

4) DOR及びRBNにおける新規道路インフラ整備事業実施に係る体制(PMU: Project Management Unitの設立等)及び既存道路のトンネル化、拡幅、線形変更に係る事業実施の経験

5) DOR及びRBNの財務状況

6) DOR及びRBNの道路維持管理に係る技術水準及び事業実施能力

(4) シンズリ道路の現状分析

1) 交通量調査の実施

シンズリ道路を構成する第一区~第四区の各区分について、各区分1-2地点を定め、方向別・車種別交通量を計測する。計測は、平日及び週末(各1日、計2日間)24時間の各時間・各方向の交通量について行う。調査にあたっては現地再委託を想定している。地点や詳細な調査方法についてはプロポーザルで提案すること。

2) 交通規制の現状整理

シンズリ道路の設計(許容される荷重)、法律や条令、省令等による規制の内容、規制の実施状況及びこれらに関連する課題を整理する。

3) 将来交通需要予測の実施

上記1)の交通量調査を基に、交通流動の現況解析を行い、次に上記(2)で把握した情報等に基づく将来社会・経済フレームの予測、及び将来の幹線道路網整備計画等から、区分毎の交通需要を予測する。

(5) シンズリ道路の全区間の機能向上方策の検討

上(1)~(4)を踏まえ、シンズリ道路の機能向上方策の検討を行う。具体的には、シンズリ道路の物流道路化に関し、基本コンセプトを検討し、以下の調査を行

い機能向上策の検討を行う。また、ハードの検討とあわせ、交通規制の導入等、道路運用面での機能向上策の検討も行う。なお、機能向上策の検討の、より具体的な方法をプロポーザルにて提案すること。

1) 既存資料、情報、データ及び地図や衛星写真等を用いた机上検討による現道拡幅可能性の検討

過去に実施された無償資金協力に係る調査の資料等、既存の資料、情報、データを最大限活用しつつ、また、必要に応じ地図や衛星写真を用い、現道を勾配、曲線、幅員等が大型車両の通行に大きな支障を与えることのない仕様に拡幅することの可否及び拡幅可能な区間と不可能な区間を検討する。

周辺の流域、洪水痕跡、最高水位、雨季における浸水箇所の調査を実施する。併せて、水源、流量、水質等を調査する。また、沿線における斜面すべりの影響、灌漑用水への影響も考慮する。なお、ネパール国では乾季と雨季における降雨量が大きく異なるため、雨季における洪水、土砂崩れ等の問題点を十分考慮する。

2) 拡幅等が不可能な箇所に係る代替ルートの検討

拡幅不可能と考えられる区間については、大型車両の通行に大きな支障を与えることのない代替ルートを検討する。本検討は、過去に実施された無償資金協力に係る調査の資料等、既存の資料、情報、データ及び必要に応じ地図や衛星写真による机上検討により行う。なお、代替ルートの検討にあたっては、斜面滑りの影響や灌漑用水への影響等を検討する。

3) 現地踏査による情報収集及び分析

現地踏査を実施し、現況道路、交通量、地形、地質、斜面の状況（地滑りの可能性を含め確認）、湧水位置、道路維持管理状況等を把握する。

4) 環境社会配慮に係る情報収集及び分析

拡幅不可能と考えられる区間の代替ルート案それぞれにつき、環境社会影響の概要を把握する。本調査では、関係する政府機関や現地NGOへのヒアリングを通じて、以下の情報を収集・分析する。

ア) 対象地域の環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済・社会状況等）の確認

イ) 用地取得面積、移転対象世帯数、自然保護区、希少種の生息区域、先住民族の居住区、土砂捨て場について候補ルート案毎に調査を実施し、最適ルート提案の根拠とする。

(6) 第二工区トンネル化案に係る現状把握と情報収集、最適ルート案検討

当機構が2018年に実施した簡易調査で示された3つのルートをベースとして、既存資料の分析や現地踏査を踏まえ地形、課題等を把握し、収集した情報やデータに基づきトンネル化の候補ルートを複数整理し、整理されたすべてのルートについて以下①～⑥の手順で検討を行ったうえで、最適ルートを提案する。

- ① 地図や衛星写真等を用いた机上検討による候補ルート案の策定
- ② 現地踏査による情報収集及び分析
- ③ 自然条件調査
- ④ 環境社会配慮に係る情報収集及び分析
- ⑤ 概略事業費の試算
- ⑥ 比較検討による最適ルート案の提案

上記につき、想定される調査の概要は以下に記載の通りである。

①地図や衛星写真等を用いた机上検討による候補ルート案の策定

勾配、曲線、幅員等が大型車両（三軸以上）の通行に大きな支障を与えることのないルートを検討する。本調査では複数の候補ルート案について、それぞれの工法、概略事業費の試算、土地収用・住民移転等による沿線への影響等を比較検討し、最適と考えられるルート案を提案する。なお、道路構造物へのアクセス道路等が必要となる場合、その検討及び提案も含む。

②現地踏査による情報収集及び分析

ア) 現況道路の線形の確認

調査対象地域において現地踏査を実施し、現況道路、交通量、地形、地質、斜面の状況（地滑りの可能性を含め確認）、湧水位置、道路維持管理状況等を把握する。

イ) 将来交通需要予測の実施

上記（４）１）で実施した第二工区の交通量調査を基に、交通流動の現況解析を行い、ルート案毎に交通需要を予測する。

③自然条件調査（地質調査（再委託可））

策定された候補ルート案それぞれにつき弾性波探査を実施し、最適ルート検討のための資料とする。

④環境社会配慮に係る情報収集及び分析

候補ルート案それぞれにつき、環境社会影響の概要を把握する。本調査では、関係する政府機関や現地 NGO へのヒアリングを通じて、以下の情報を収集・分析する。

ア) 対象地域の環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済・社会状況等）の確認（当機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）上の影響を受けやすい地域の例示に該当しないことの確認）

イ) ネパール国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・当機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）との乖離
- ・関係機関の役割

ウ) 用地取得面積、移転対象世帯数、自然保護区、希少種の生息区域、先住民族の居住区、土砂捨て場について候補ルート案毎に調査を実施し、最適ルート提案の根拠とする。

⑤概略事業費の試算

候補ルート案それぞれにつき、概略事業費を試算する。山岳トンネルを建設する場合、地質、地形、周辺住民や自然環境への影響、ネパール国内の事情等も考慮し、複数の掘削工法や方式等の検討を行った上で最適な工法を提案し、概略事業費を試算する。トンネル内、及びトンネルの取り付け道路、道路及びトンネル内の付帯設備、更に、勾配区間が長い距離にわたる場合は登坂車線の設置も考慮すること。また、トンネル内部に換気設備等が必要となる場合、ネパール国における電力供給状

況や維持管理能力を考慮し、技術的な妥当性を検討すること。

トンネル建設に当たって必要な資機材の一部は、ネパール国内での調達が困難と思われるところ、インドを含めた近隣国並びに日本から調達できる資機材を整理し、リストアップすること。

⑥比較検討による最適ルート案の提案

上記調査にて収集・分析した自然条件に関するデータ、環境社会影響、事業費試算等に基づき、最適ルートを提案する。最適ルートには、整備対象となる既存道路、トンネル等の道路構造物、構造物への新規アクセス道路等、本調査対象地域において整備が必要となる全区間を示すものとする。なお、当機構は、提案されたルート案及び本調査報告書の内容に基づきネパール国政府と別途協議を行い、今後の支援方針を検討する見込みである。

(7) 輸送力強化の提案内容に係る本邦技術活用可能性の検討

上記(5)で整理したシンズリ道路の全区間の機能向上方策に含まれる輸送力強化の方策について、本邦技術の活用可能性を検討する。

(8) ドラフトファイナルレポートの作成と先方関係機関への説明

1) 以上の調査結果をドラフトファイナルレポート(案)として取りまとめ、当機構南アジア部及び関係部署(社会基盤部及びネパール事務所)と会議(オンラインも可)を開催し、内容を説明・協議を行う。協議の結果を受けて、ドラフトファイナルレポート(案)を最終化し、当機構南アジア部の了承を得る。

2) ドラフトファイナルレポートの説明・協議

先方関係機関に対し、ドラフトファイナルレポートの内容を説明・協議する。この際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府やJICAによる協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、ネパール側関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意すること。

(9) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については修正し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

8. 成果品等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5)を成果品とし、提出期限は、2022年2月下旬を予定している。各報告書のネパール政府への説明・協議に際しては、事前に当機構南アジア部に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) 業務計画書

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
提出時期：契約締結後10営業日以内
部 数：和文2部、電子データ(PDF形式、Word形式)

2) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等
提出時期：第一回現地調査（現地傭人の活用によるリモート調査含む）開始
2週間前

部 数：和文3部、英文10部、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) インテリムレポート

記載事項：「7. 業務の内容（1）～（5）」の内容を含める

提出時期：2021年6月下旬

部 数：英文10部、電子データ（PDF形式、Word形式）

4) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2022年1月下旬を想定

部 数：和文3部、英文10部、電子データ（PDF形式、Word形式）

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2022年2月下旬

部 数：和文5部、英文20部、CD-R2部

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途当機構と十分に協議の上決定する。

1. 概略事業費試算

2. ネパール政府関係機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

(2) 調査報告書の仕様

調査報告書のうち1)～4)は原則として簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、1)及び2)を除く各報告書は10ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めることとする。

(3) その他の提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、当機構様式による収集資料リストを付して提出。

2) 議事録等

ネパール政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに当機構南アジア部に提出すること。

3) 調査業務報告書

JICAの規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。

4) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した自然環境調査等の成果品について発注者へ提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査結果要約
- (2) 業務の概要
 - 1) 調査の背景
 - 2) 調査の目的
 - 3) 調査対象地域
 - 4) 業務実施の方法
- (3) ネパール運輸及び道路セクターの現状と課題
 - 1) ネパールの経済社会状況
 - ・ マクロ経済・産業構造
 - ・ インド等隣国との貿易額推移、それらをふまえた物流の状況
 - 2) ネパール政府の国家開発計画、運輸交通政策・都市開発計画（上位計画）
 - 3) ネパール道路セクター開発の現状と課題
 - ・ 道路網整備の現状
 - ・ ネパール政府による整備計画及び事業実施状況
 - ・ 他ドナー支援による整備計画及び事業実施状況
 - 4) シンズリ道路の概要
 - ・ 我が国による支援の概況
 - ・ 上記1)～3)をふまえたネパール道路セクターにおけるシンズリ道路の位置付け
- (4) シンズリ道路の現状
 - 1) 現状交通量
 - 2) 将来交通需要予測
 - 3) 交通規制に係る法令、履行実態及び課題
 - 4) 運営・維持管理の状況
- (5) シンズリ道路機能向上方策
 - 1) 基本コンセプト
 - 2) 路線計画（拡幅計画、代替路線ルート、構造物計画等）
 - 3) 環境社会配慮関連の分析結果
 - 4) 概略事業費の試算
- (6) シンズリ道路第二工区トンネル化計画
 - 1) 現況道路の現状
 - 2) 代替ルート

- 3) 各代替ルートの実験結果（自然条件調査結果含む）及び最適ルート案
- 4) 概略事業費の試算

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路整備にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き、現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路計画①（2号）

➤ 道路計画②・地質（3号）

➤ トンネル計画（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／道路計画①】

- a) 類似業務経験の分野：道路計画にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 道路計画②・地質】

- a) 類似業務経験の分野：道路計画及び斜面对策工を含む道路の防災にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 トンネル計画】

- a) 類似業務経験の分野：トンネル計画にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年3月中下旬より業務を開始し、2022年2月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約20人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

1. 業務主任者／道路計画①（2号）
2. 道路計画②・地質（3号）
3. 道路計画③
4. トンネル計画（3号）
5. 交通需要予測
6. 自然条件調査／環境社会配慮
7. 組織・財務分析

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 1) 交通量調査
- 2) 自然条件調査
- 3) 環境社会配慮関係業務

(4) ネパール側便宜供与内容

実施機関からコンサルタントに対して便宜供与が可能な内容は以下を想定しています。

- 1) 安全管理に係る支援
- 2) 調査に必要なデータ・情報提供
- 3) 調査のカウンターパートとして必要な実施機関内の人員措置

- 4) 身分証等の提供
- 5) 移動手段の提供（実施機関の保有する車両に限る）
- 6) 現地調査実施に必要な立ち入り許可等の取得支援
- 7) ビザ取得等の支援

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況、COVID-19流行状況等については、JICAネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況やCOVID-19流行状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写し

を添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

上記「2.業務実施上の条件（5）安全管理」内で言及したもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 現地再委託費（再委託費） 6,000千円

➢ 交通量調査 1,500千円

➢ 自然条件調査 3,500千円

➢ 環境社会配慮関係業務 1,000千円

2) 一般業務費（資料等作成費）

➢ 翻訳費（ネパール語⇒英文） 1,000千円

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(5) 旅費（航空賃及びその他旅費）については、以下に示す定額を別見積りで計上してください。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、消費税抜きの金額として提示しています。

➢ 旅費（航空賃） 7,300千円

➢ 旅費（その他旅費） 7,500千円

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 閲覧資料／公開資料等

(1) 閲覧資料

本業務に関する以下の資料は、南アジア部南アジア第二課（Tel: 03-5226-8695）にて閲覧が可能です。

- JICA “Desk Study on the Tunnel Design of the Sindhuli Road Capacity Enhancement Project”（2018年11月）
- （2）公開資料
- シズリ道路に係る各種調査報告書等は JICA 図書館ウェブサイト (<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>) より閲覧可能。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	7	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	3	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	5	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(28)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／道路計画①	(28)	(12)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	3
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	(-)	(12)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：道路計画②・地質	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力：トンネル計画	(10)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	2	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

1	業務名称	案件名
2	業務地	国名（地域名）
3	履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4	契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部南アジア第二課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
 - (2) 第27条 航空賃の取扱い

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。